

在宅指導管理料等の適正な評価

骨子【I-4(6)】

第1 基本的な考え方

在宅酸素療法及びCPAP療法の管理料について、医師の判断に基づき患者が受診しない月においても、使用される機器等の費用については評価することとする。また、睡眠時無呼吸症候群と慢性心不全を合併している患者に対するASV療法について、その有効性を踏まえ、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料における評価を明確化するとともに、あわせて材料加算を設定する。

第2 具体的な内容

1. 在宅酸素療法指導管理料について、診療に関する評価と材料費に関する評価を分けた上で、医師の判断に基づき患者が受診しない月を含め、1回の受診で最大3月分まで使用される機器の費用を評価した加算を算定できることとする。

現 行	改定案
【在宅酸素療法指導管理料】（月1回）	【在宅酸素療法指導管理料】（月1回）
1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 1,300点	1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 <u>520点</u>
2 その他の場合 2,500点	2 その他の場合 <u>2,400点</u>
<u>（新設）</u>	【在宅酸素療法材料加算】（3月に3回）
	1 <u>チアノーゼ型先天性心疾患の場合</u> 合 <u>780点（新）</u>
	2 <u>その他の場合</u> <u>100点（新）</u>

2. 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料及び治療器加算について、ASV療法

に対する評価を新たに追加するとともに、診療に関する評価と材料費に関する評価を分けたうえで、医師の判断に基づき患者が受診しない月も含め、1回の受診で最大3月分まで、使用される機器の費用を算定できることとする。

現 行	改定案
<p>【在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 250点</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料】 (月に1回)</p> <p><u>在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1</u> 2,250点(新)</p> <p><u>在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2</u> 250点(新)</p> <p><u>[対象患者]</u></p> <p><u>在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1</u></p> <p><u>以下の全ての基準に該当する患者を対象とする。</u></p> <p>① <u>慢性心不全患者のうち、医師の診断により、NYHAⅢ度以上であると認められ、睡眠時にチェンストークス呼吸がみられ、無呼吸低呼吸指数が 20以上であることが睡眠ポリグラフィー上確認されていること。</u></p> <p>② <u>CPAP療法を実施したにも関わらず無呼吸低呼吸指数が 15以下にならない者に対してASV療法を実施したこと。</u></p> <p><u>在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2</u></p> <p><u>以下のいずれかに該当する患者を対象とする。</u></p> <p>① <u>慢性心不全患者のうち、医師の</u></p>

診断により、NYHAⅢ度以上であると認められ、睡眠時にチェンストークス呼吸がみられ、無呼吸低呼吸指数が 20以上であることが睡眠ポリグラフィー上確認されているもので、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1 の対象患者以外の患者にASV療法を実施したものの。

② 心不全であるもののうち、日本循環器学会・日本心不全学会によるASV適正使用に関するステートメントに留意した上で、ASV療法を継続せざるを得ないもの。

③ 以下の全ての基準に該当するCPAP療法実施患者。ただし、無呼吸低呼吸指数が 40以上である患者については、イの要件を満たせば対象患者となる。

ア) 無呼吸低呼吸指数（1時間当たりの無呼吸数及び低呼吸数をいう。）が 20以上

イ) 日中の傾眠、起床時の頭痛などの自覚症状が強く、日常生活に支障を来している場合

ウ) 睡眠ポリグラフィー上、頻回の睡眠時無呼吸が原因で、睡眠の分断化、深睡眠が著しく減少又は欠如し、持続陽圧呼吸療法により睡眠ポリグラフィー上、睡眠の分断が消失、深睡眠が出現し、睡眠段階が正常化す

(新設)	る場合
	【在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算】(3月に3回)
	1 ASVを使用した場合 3,750点(新)
	2 CPAPを使用した場合 1,100点(新)
(新設)	【在宅持続陽圧呼吸療法材料加算】 (3月に3回) 100点(新)

3. 在宅呼吸療法の機器加算のうち、現在2月に2回算定可能としているものについて、3月に3回算定可能とする。

現 行	改定案
【酸素ボンベ加算、酸素濃縮装置加算、液体酸素装置加算、呼吸同調式デマンドバルブ加算】 2月に2回に限り、所定点数に加算する。	【酸素ボンベ加算、酸素濃縮装置加算、液体酸素装置加算、呼吸同調式デマンドバルブ加算】 3月に3回に限り、所定点数に加算する。